

◆◆ 選挙の種類 ◆◆

選挙には、国の選挙、都道府県の選挙、市区町村の選挙など様々な種類があります。選挙により投票用紙の書き方や立候補できる年齢が異なります。

衆議院議員選挙・参議院議員選挙

衆議院議員選挙

任期 4 年、解散があればその都度選挙
小選挙区選出

各選挙区で最も多く得票した人が当選
比例代表選出
全国を 11 の選挙区に分けて行われる。
政党の得票数に比例して議席が配分され、
その政党の候補者名簿の順位が上位の人
から当選が決まる。(拘束名簿式)
同じ候補者が小選挙区と比例代表に重複
して立候補できる。(重複立候補制)

参議院議員選挙

任期 6 年、議員の半数を 3 年毎に改選
選挙区選出

選挙区で得票数の多い順に当選者を決定
比例代表選出
全国を一選挙区として行われ、各政党の
得票数(個人名票+政党名票)に比例して議
席が配分され、その政党の候補者名簿の
個人名得票の多い順から当選者が決まる。
(非拘束名簿式)

都道府県 知事選挙・議会議員選挙

都道府県知事選挙

任期 4 年 最も多く得票した人が当選

都道府県議会議員選挙

任期 4 年 選挙区で得票数の多い順に当選
者を決定

*同じ都道府県内の他市区町村に住所を移した場合を含む。

市区町村長選挙・議会議員選挙

市区町村長選挙

任期 4 年 最も多く得票した人が当選

市区町村議会議員選挙

任期 4 年 選挙区で得票数の多い順に当選
者を決定

選挙権を
持つ条件

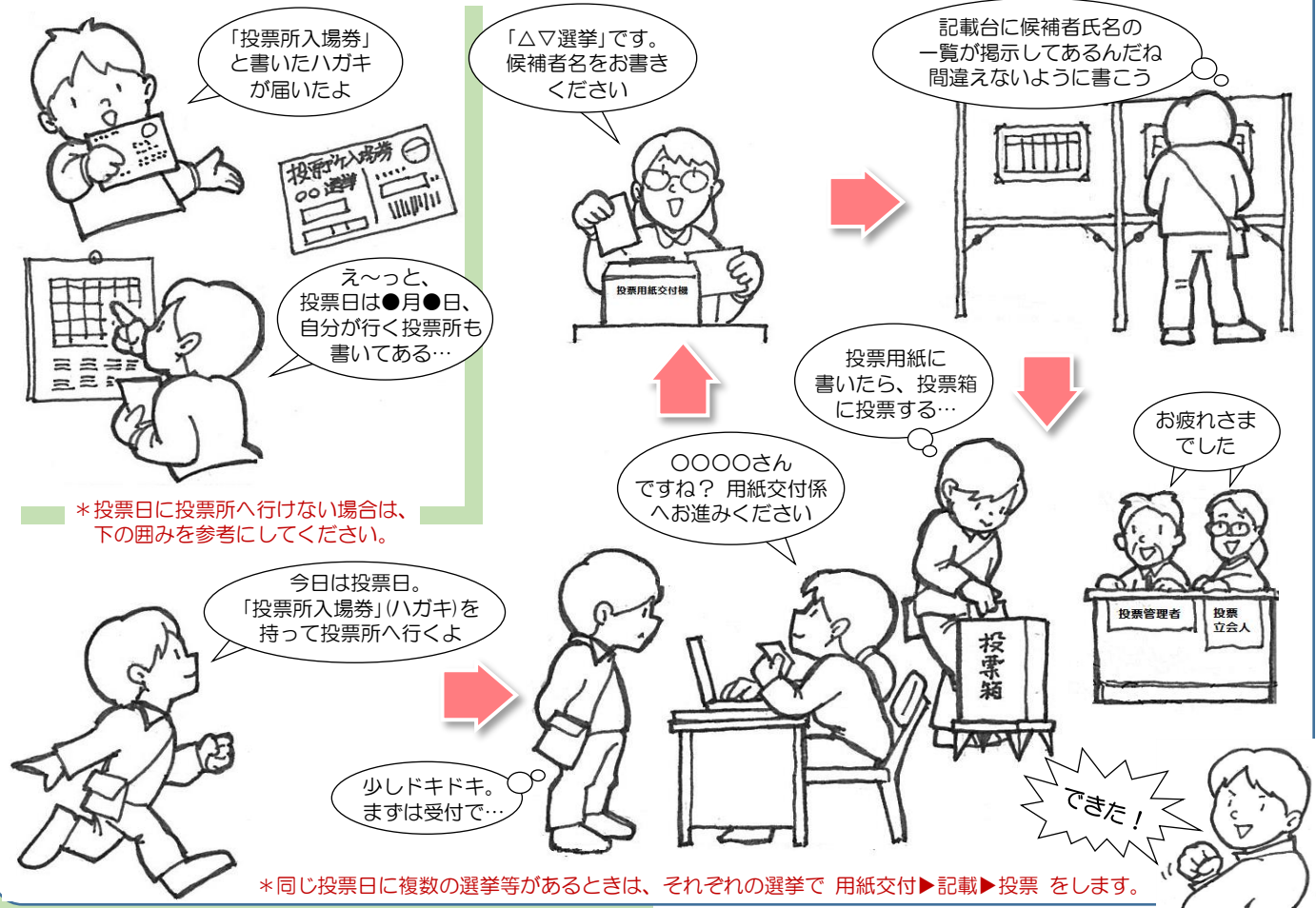
日本国民で満18歳以上であること

引き続き3か月以上その
都道府県内の同一市
区町村に住所のある者*

引き続き3か月以上その
市区町村に住所のある者

投票のしかた

初めての選挙が心配な方に、投票所の中がどうなっているのか、送られてきたハガキはどうすればいいのか、どうやって投票するのか… 謎だらけの「投票のしかた」をお伝えします。



投票日に投票できないときは

期日前投票 投票日に仕事や旅行等の予定がある人は、期日前投票所で投票ができます。投票所の場所や日程が当日の投票所とは違うので、広報紙や市ホームページで確認してお出かけください。

不在者投票 選挙期間中に、出張や旅行等で市外に滞在している人は、滞在地の不在者投票記載場所で、投票日前に投票ができます。まず自分で投票用紙を請求し、郵送されたら決められた期間・場所で投票します。

選挙期日(投票日)前に投票できる制度があります。ご自身の事情に合う方法を利用して投票しましょう。

郵便等投票 一定の等級の身体障害者手帳をお持ちの人や介護保険の要介護5の認定を受けている人は、お住いの市区町村の選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けると自宅等で投票ができます。

在外投票 仕事や留学等で海外在住中または海外転出する人は、在外選挙人名簿に登録され在外選挙人証を持つと、国政選挙に投票できます。登録には在外公館申請と出国時申請の2つの方法があります。

選挙権は18歳から！

「選挙権」とは、私たちの代表を選挙で選ぶことができる権利のことです。

平成28年(2016年)の参議院議員通常選挙から、満18歳以上の日本国民が投票できるようになりました。それまでは20歳になるまで投票ができず、この選挙権年齢に関する法改正は70年ぶりのことでした。

世界的にみると、満18歳までに選挙権が認められている国は全体の9割を超え、日本でも若者の声が、政治に反映されることが期待されています。

「選挙人名簿」とは、選挙権のある人をあらかじめ登録し、選挙のときに本人確認をするための名簿のことです。

年に4回(3月、6月、9月、12月)の定時登録と、各選挙の公示日または告示日の前日に行われる選挙時登録で名簿が更新されます。

選挙権がある人でも、この名簿に登録されていないと投票できません。



選挙 いろいろ Q&A

Q 進学、就職、転勤などでほかのまちに引っ越したら投票できなくなりますか？

A 投票するには、お住いの市区町村の選挙人名簿に登録されていることが必要です。そのためには、登録の日までに引き続き3か月以上その市区町村の住民基本台帳に登録されていなければなりません。進学や就職、転勤などで引っ越すときは、忘れずに市役所等で転出・転入の届出をしましょう。また、転入日から3か月に満たない場合、前住所地での住民記録が3か月以上あれば、前住所地で選挙人名簿に登録され、投票も前住所地でできます。

Q 18歳になったら知人の選挙を応援したいが、注意すべきことは？

A 特定の候補者や政党に投票するよう他人に促す行為を選挙運動といい、18歳になれば可能になります。選挙運動には運動期間や方法にルールがあるので、ルールをよく学ぶことが大切です。また、18歳未満の家族や後輩に手伝わせることはできないので、SNSやインターネットなどで知らないうちに選挙運動をさせてしまわないよう注意しましょう。

Q 選挙のたびに誰に投票しようか迷います。どうやって選べばいいのでしょうか？

A テレビ・ラジオ・新聞・インターネット・SNSなどで候補者のことを調べましょう。また、「選挙公報」には候補者の政見・公約が載っているので読んでみましょう。

発行：北広島市選挙管理委員会事務局
〒061-1192 北広島市中央4丁目2番地1
電話：011-372-3311 (内線3314)
FAX：011-373-2903
E-Mail senkan@city.kitahiroshima.lg.jp

選挙 事 始 め